

市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令の概要

1 概要

- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）に基づく国の補助に関して、合併市町村が市町村の合併により不利益を受けることがないようにするため、同法を
 - ・市町村の合併の特例に関する法律施行令第 38 条及び
 - ・旧市町村の合併の特例に関する法律施行令第 12 条に追加する。

- ・市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）
（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）
第 19 条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く 5 年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。
- ・市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成 17 年政令第 55 号）
（災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定）
第 38 条 法第 19 条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。
 - 一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
 - 二 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- ※ 旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 13 条及び旧市町村の合併の特例に関する法律施行令第 12 条（昭和 40 年政令第 52 号）も同様の規定となっている。

- 対象団体は特定被災地方公共団体のうち平成 18 年 1 月 1 日以降に合併した市町村。

2 施行期日

公布の日（平成 23 年 10 月 21 日）